

平成29年小値賀町議会定例7月会議 (第3日目)

1、出席議員 7名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 3番 末 永 一 朗

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
教	育	吉	元	信
会	計	蛭	子	市
総	務	前	田	也
住	民	西	村	之
福	祉	植	村	彦
産	業	木	下	子
産	業	中	村	幸
農	業		〃	
委	員	橋	本	満
会	事	近	藤	進
務	務	尾	崎	三
局	次		孝	
長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	尾	野	英	昭
事	務	森		知	佳
局	局				
長	書				
	記				

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

平成29年小値賀町議会定例7月会議

平成29年7月20日（木曜日） 午前10時00分

- 第 1 会議録署名議員指名（ 浦 英明議員 ・ 横山弘藏議員 ）
- 第 2 議案第52号 平成29年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 3 議案第53号 平成29年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第54号 平成29年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第55号 平成29年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第56号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第 7 議案第57号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第 8 議案第58号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

午前10時00分

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番・浦英明議員、6番・横山弘藏議員を指名します。

日程第2、議案第52号、平成29年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西浩三） 皆さん、おはようございます。

議案第52号、平成29年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入においては、先の6月議会においてご承認をいただきました国民健康保険税の税率改正に伴う補正、共同事業交付金の概算交付額の決定による補正、また歳出においては、平成28年度の実績による医療費の補正、同じく国庫支出金の実績に伴う概算の返還金の計上が主なものでございます。

以上によりまして、第1条に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,574万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億274万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書、7ページ、歳入より説明いたします。

歳入では、1款1項・国民健康保険税、1目・一般被保険者国民健康保険税を各節のとおり1,683万1,000円増額、2目・退職被保険者等国民健康保険税を各節のとおり170万8,000円減額し、1項・国民健康保険税の総額を1億1,105万5,000円としております。

7款1項1目・共同事業交付金は、国保連合会からの概算交付決定通知により937万4,000円を減額し、総額を1億2,815万4,000円としております。

9款・繰入金、2項・基金繰入金、1目・財政調整繰入金では、保険税の減額調整に充てるため、999万9,000円増額し、2項基金繰入金の総額を1,000万円としております。

歳出に移ります。

2款・保険給付費、1項・療養諸費、1目・一般被保険者療養給付費を600万円増額、3目・一般被保険者療養費を60万円増額し、1項・療養諸費の総額を

2億6,417万6,000円としております。同じく2項・高額療養費、1目・一般被保険者高額療養費を200万円増額し、2項・高額療養費の総額を3,731万円としております。

7款1項・共同事業拠出金、1目・高額医療費拠出金は財源組替でございます。

8款・保健事業費、2項・健康管理センター事業費、2目・保健指導事業費では、賃金を90万円増額し、2項・健康管理センター事業費の総額を758万9,000円としております。

12款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、1目・一般被保険者償還金を579万9,000円増額し、総額を592万1,000円としております。

13款1項1目・予備費を44万9,000円増額し、総額を637万5,000円としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますよう、お願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第1款・国民健康保険税

横山議員

6番（横山弘藏） 保険税がですね、今度の補正で1億円を突破しました。前年、前年度ですね、9,000万円台で推移してきておりますけども、今後ですね、高齢化などいろんな諸問題があつてなかなか難しい問題が発生すると思っておりますけども、この1億円を突破してですね、今後、保険税が少しずつでも上がっていくとなれば、町長に伺いますけども、その限度ですね、どのくらいまで保険税を持って行って、なるべく負担がかからないように考えているのか、その辺を伺います。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） 保険税、当然、病院代が上がれば保険税が上がるという仕組みになっておりますので、これを上げないためには医療費の削減に努める必要があるということで、国のほうでもそれぞれの施策をしておりますので、このことが、医療費を下げるということが、また半面、国民健康保険診療所を運営しているほうとすれば、今度はそっちのほうに被害、被害つちゅうわけじゃないでしょうけど、影響が出てくるというような関係にあります。そういうことで、従来からやっております予防に力を入れて医療費を下げるということで、努力をしていかなければならないと思っておりますが、被保険者の数は減ってるのに医療費が伸びてるというような状況にあらうかと思っておりますので、極力医療費を下げる努力をしていくしか、あとはもし保険税を上げないということであれば、

いつも議論になっております一般会計からの繰り入れ、それから調整基金持っていますんで、これももう金額は限られておりますんで、何とか基金があるうちに医療費が下がってくればいいなと、今思っているところでございます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） やはり1億円という1つの壁を越えたわけでありますので、これがですね、1回越えると、なかなかこれが下がるというのは難しいと思います。今の社会情勢ではですね、やはり急激な高齢化と、それから経済ですね、長引く経済でなかなか保険税がスムーズに増えないと、そういった問題を全国で抱えているようであります。ただ小値賀の場合ですね、いろんな資料を見て調べてみると、やはり長崎県下でもですね、1人当たりの医療費とかそういった面がですね、一番最下位のほうにありますね。だから小値賀町民は意外と健康というかですね、あんまり、長崎市とか大きいところと比べるとですね、全然医療費も違います。そういった意味においてですね、なかなか厳しいところがあると思いますけども、この国民健康保険税に関してはですね、日ごろから十分配慮をしていただきたいと思っておりますので、よく考えてこういう保険税は決めていただきたいと思っております。以上です。

議長（立石隆教） 質疑ですので、答えてください。 町 長

町長（西 浩三） 我々も一生懸命努力してまいります。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、第7款・共同事業交付金
ありませんか。

横山議員

6番（横山弘藏） 共同事業交付金でですね、900万余り減額になっていますが、これの主な原因をお知らせください。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（西村久之） お答えします。

この共同事業交付金につきましては、県下全体の高額療養費、多額の高額療養費に対して交付されるものでありまして、3カ年の平均で国保連合会が長崎県全体の平均をとって市町村に配分するものでございますので、その関係で減額になっているということでございます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） ということは、特別、小値賀町が高額療養費の患者が減ったというわけではなくて、県下の平均値で出たわけですか。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（西村久之） 算定方法としましては、県下全部の多額の高額療養費をまとめまして、その3カ年平均で各市町村の分の額を案分して割るわけで

すね。それによって概算で、今度この金額が出ておりますけれども、これからその分が増えますと、またこれが増えていくというふうな計算の方法になっているということでございます。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第9款・繰入金

浦 議 員

5番（浦 英明） 今回、999万9,000円増額して1,000万円になっておりますけれども、これは決算で聞けばいいことなんですけれども、28年度の基金の残高はいくらなのかをお尋ねします。といいますのはですね、1号補正では繰入金を3,661万円増額しております、それで基金残高は4,094万というふうになると思われるんですけど、先日もらった資料ではですね、これは基金の推移というやつですね、これでは5,764万3,000円になっていた、そこら辺をお尋ねします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） お答えします。

28年度の補正で、概算で国・県補助金の交付申請を1月にするわけですが、その時に国・県補助金と国民健康保険税を足して、歳出の分を引きます。医療費とかを引くと足りない部分が3,600万ほど出ましたので、その足りない分を基金で充てようということで、補正予算で3,661万円補正しましたけども、その後実績で、皆さんご存知のとおり医療費っていうのは2カ月遅れで請求が来ますので、年度を越えて県補助金も国補助金も医療費も支払ったり入ったりするようになります。その結果、2,000万しか不足しなかった、2,000万円崩して、現在の的には約5,700万円程度あるということでございます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） 6月15日に専決処分を行った時ですね、これは後期高齢者ですかね、その時一緒に専決処分が上がってくれば、大体基金の残高は私もわかったわけなんですけども、それはそれでいいです。詳しくは決算審査のほうでお尋ねしますので。それで、この29年度以降の基金はですね、前、2,000万円ずつ取り崩していけば3年で枯渇すると、こういうふうな説明がありましたんですよね。それで仮にこれが枯渇したならば、どういうふうにするのか、そこをお尋ねします。確か、県から基金を借りて3年で返すというような説明もありましたので、そこ辺りを詳しく説明を。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） お答えします。

皆さんご存知のとおり、来年度から都道府県化が始まります。となりますと、県のほうから「小値賀町はいくら納付してくださいよ」という納付金の通知が来ます。それによって税率をうちが弾くわけなんですけども、基金の、今 5,700 万残っておりますけども、それを今、ちょっと話が変わりますけども、県の方針では県下全部同じ税率にするというような方針がもう大体決まっておりますので、それが 3 年後になるか 5 年後になるか、激変緩和措置が終わる 36 年度からになるのか、まだはっきり回答をいただいておりませんのでわかりませんが、それまでのうちはこの基金で補っていかうというふうな考えを持っております。まあこれがなくなったらどうするかという問題ですけども、これがなくなったらどうするかと言われてもですね、一応、基金のあるうちは基金を使っていかうということで、そのあとにつきましては上司と相談しながら対応していきたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 前にですね、横山議員が言っておりましたけども、法定外繰り入れしたらいかなものかと、しかしそれはちょっとできないのではなかろうかというふうな話をされておりました。国保の加盟者が大体 40%くらいしかないから、ちょっとそこら辺りは無理じゃなかろうかというふうな説明をされておりましたけども、この前もらった資料ではですね、約 8 市町ぐらいあるわけですね、法定外繰り入れをしているところがですね。もちろんうちは財政調整基金がありますから、その基金を取り崩して使っているわけなんですけども、そういった法定外繰り入れでもしないと滞納が増えて悪循環、不納欠損というふうな悪循環につながるのではないかとというふうに私は危惧しておるんですね。そしてまた、今、年 8 回払いにしておりますね、これを 9 回、もしくは無理を言って悪いですけども、もう 12 回払いというふうにしないと、滞納が増えてですね、後々ちょっと難しくなってくるのではないかと。12 回ということは、4 月 5 月 6 月辺りが、ちょっと今んとこ仮の計算しかできないので、事務的に煩雑になろうかとは思いますが、そこら辺りをどういうふうに考えているのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） お答えします。

まず法定外繰り入れの件ですけども、この法定外繰り入れをしている市町村というのは基金がない市町村で、基金がないためにほかから補充することができませんので、一般会計から法定外繰り入れをしているというところでございます。8 市町村ですね、は、そういうことで法定外繰り入れをしております。それから納期の件ですけども、今、本算定時が 7 月でございます。4、5、6 を、12 カ月取るとなると、4 月から徴収しなければならないようになりますけども、

そうすると 4, 5, 6 月分につきましては計算のしようがございませんので、前年度の税額をそのまま、例えば前年度の 1 期分がありますよね、その分を 4, 5, 6 で取って、7 月から調整するというようなことをしなければならぬようになります。そうしますと、機械的には、本算定で機械を動かすのは 7 月なので、4, 5, 6 は前年度で取ればいいだけの話なんですけれども、なかなか事務的には煩雑してですね、それが皆さんがそういうふうにしたほうが良いということであれば、こちら上司とも相談をしながらですね、条例改正のこともありますので、対処をしていかなければいけないかなというふうには思っておりますけれども、これは私の独断ではいけませんので、相談しながら、皆さんのご理解を得ながらやれば良いかと考えております。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第 2 款・保険給付費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 7 款・共同事業拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 8 款・保険事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 12 款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 13 款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 53 号、平成 29 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) 議案第 53 号、平成 29 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第 1 号)について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、国境離島新法における運賃低廉化の負担金の受け入れが主なものでございます。歳出では、人事異動による人件費の補正が主な内容でございまして、第 1 表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 万 9,000 円を増額し、補正後の予算総額を 6,386 万 9,000 円とするものでございます。

7 ページ、事項別明細書、歳入からご説明をいたします。

1 款・渡船事業収入は、これまでの離島住民運賃割引事業を国境離島航路運賃軽減事業に移行することによります町負担分の組み替えでございまして。そういふことで、1 項・はまゆう営業収入、4 目・雑入、1 万 2,000 円を減額、補正後の額を 743 万 8,000 円としております。同じく 2 項・さいかい営業収入、4 目・雑入を 7,000 円減額し、補正後の額を 115 万 3,000 円としております。

3 款・県支出金、2 項・県負担金、1 目・渡船事業費県負担金は、国境離島航路運賃軽減事業の国・県負担分で、80 万円を補正計上しております。

4 款・繰入金、1 項 1 目・一般会計繰入金を 71 万 2,000 円減額し、1,598 万 8,000 円としております。

歳出に移ります。

いずれも人件費に係るものでございまして、1 款・渡船事業費、1 項・渡船管理費を各目のとおり 6 万 9,000 円増額し、補正後の額を 6,218 万 9,000 円としております。

以上、補正予算の内容をご説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 1 款・渡船事業収入

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、第 3 款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて第 4 款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第 1 款・渡船事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから、歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号、平成 29 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号、平成 29 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 54 号、平成 29 年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第54号、平成29年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正の主なものは、4月の人事異動で、水道会計の職員1名を減じたものによる補正でございまして、予算書1ページ第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、737万5,000円を減額し、補正後の総額を7,212万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、4ページをお開きください。

歳出で、1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費で、職員の異動に伴う人件費の調整で、737万5,000円を減額し、補正後の額を3,610万9,000円としております。

歳入では、歳出の減額に伴い、4款・繰入金、1項1目・一般会計繰入金を同じく737万5,000円減額し、補正後の額を1,812万5,000円としております。

以上で、補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第1款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号、平成29年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予

算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、平成29年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第55号、平成29年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第55号、平成29年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

この会計も簡易水道会計と同様、職員の人事異動による補正でございまして、予算書1ページ第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万6,000円を追加し、補正後の総額を1億4,406万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、4ページをお開きください。

歳出では、1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費において、職員の異動に伴う人件費の調整で、266万6,000円追加し、補正後の額を4,703万2,000円としております。

次に歳入では、歳出の追加に伴いまして、4款・繰入金、1項・一般会計繰入金を266万6,000円追加し、1億1,196万6,000円としております。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第1款・総務費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 55 号、平成 29 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号、平成 29 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 56 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 56 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意について、提案理由のご説明をいたします。

現在の教育委員会委員の中村好秀氏の任期が 29 年 9 月 30 日をもって満了いたしますが、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

中村氏は昭和 50 年 7 月生まれ、42 歳でございます。平成 24 年 1 月に教育委員に任命されて以来、若い世代の保護者代表として、特にこども園の運営や学校 ICT 教育など、意欲的に教育委員として活動され、信頼も厚く、精力的にご活躍をされており、教育委員に適任であると考え、再任するものでございます。なお、任期は平成 29 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までとなっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第 56 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 56 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第 7、議案第 57 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 57 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意について、提案理由のご説明をいたします。

現在の教育委員会委員の田口美津子氏の任期が 9 月 30 日をもって満了いたしますが、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

田口氏は昭和 34 年 2 月生まれ、58 歳で、平成 25 年 10 月に教育委員に任命されて以来、小値賀小学校スクールカウンセラーである経験を生かされまして、本町の子どもたちのために献身的に、また熱心に活動を行いながら、教育委員としての活動も精力的にご活躍をなされており、教育委員会委員に適任であると考え、再任するものでございます。なお、任期は 29 年 10 月 1 日から 33 年 9 月 30 日までとなっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第 57 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第 8、議案第 58 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 58 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について、ご説明をいたします。

地方税法第 423 条第 1 項の規定により、固定資産台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、小値賀町には 3 名の委員さんで構成される小値賀町固定資産評価審査委員会が設置されております。委員については、同条第 3 項の規定によりまして、議会の同意を得て市町村長が選任することになっております。

今回、現在も委員であります福田等氏の任期が、9 月末で満了となります。福田等氏は、皆様ご承知のとおり、国土調査事務及び土地・家屋の評価事務並びに税務実務経験の豊富な方で、適任者だと思いますので、再任し、今議会で同意を求めるものでございます。

任期は、平成 29 年 10 月 1 日から、平成 32 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第 58 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

以上で、本定例 7 月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成 29 年小値賀町議会定例 7 月会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

— 午 前 10 時 38 分 散 会 —